

令和5年 5月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年5月22日 午後2時 日光市役所東庁舎第3・4会議室

出席農業委員	11名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		5番 斎藤 敏夫	6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	8番 増 淵 勝
		9番 高橋 久美子	10番 小 池 毅	11番 渡 邊 悦子	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	19名	12番 柏 木 武	13番 福田 富美男	14番 大島 一比古	15番 富田 順子
		16番 福田 正明	17番 神 山 守	18番 村 上 隆	19番 酒 主 学
		20番 星野 由起夫	21番 西 卷 光次	22番 福田 浩一	23番 柴田 洋一
		24番 吉原 浩之	25番 福田 重勝	26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾
		28番 阿久津 文枝	29番 大 貫 宣秀	31番 小 倉 政一	
欠席推進委員	30番 佐藤 修一				
傍 聴 人	なし				

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第11号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	報告第12号	農地法第18条（通知）について
第5	推薦第3号	一般財団法人日光市農業公社役員の推薦について
第6	議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第33号	農地法第4条の規定による許可申請について
第8	議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第35号	非農地証明願について
第10	議案第36号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第11	議案第37号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第12	議案第38号	令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

小又一美事務局長 | 本日は、お集りいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。  
 本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。  
 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。  
 推進委員につきましては、20名中19名の出席であります。

また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江 議長  
小又一美事務局長  
福田 絹江 議長  
福田 絹江 議長  
福田 絹江 議長  
福田 絹江 議長  
鯉沼慶主査  
福田 絹江 議長  
福田 絹江 議長  
永吉和彦副主幹

ただ今から、令和5年5月 日光市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。  
( 議事日程を朗読 )

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。9番高橋久美子委員、10番小池毅委員のご両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を行います。  
本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。  
( 「異議なし。」との声あり。 )  
ご異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。  
それでは、議事に入ります。  
なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。

日程第3、報告第11号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
( 鯉沼慶主査挙手 )  
はい、鯉沼主査。  
総会資料1～2ページをお開き下さい。  
報告第11号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。  
先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和5年4月20日。許可日および指令番号につきましては、令和5年4月20日、日農委指令第5-5号から8号で許可書を発行しております。  
以上でございます。  
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
( 「なし。」との声あり )  
それでは、次に移ります。

日程第4、報告第12号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
( 永吉和彦副主幹挙手 )  
はい、永吉副主幹。  
報告第12号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。  
総会資料は、3ページ～4ページとなります。  
本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は3件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、2番3番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。  
以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。  
( 「なし。」との声あり )  
それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長 日程第5、推薦第3号「一般財団法人日光市農業公社役員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
( 吉澤喜代子係長挙手 )  
はい、吉澤係長。

吉澤喜代子係長 推薦第3号「一般財団法人日光市農業公社役員の推薦について」ご説明いたします。総会資料5ページをお開きください。  
一般財団法人日光市農業公社は、農業の振興に寄与するため、農地集積推進事業等各種事業を行っている法人です。今回、日光市農業委員会の委員から農業公社の役員として評議員1名の推薦を求めるものです。任期につきましては、就任から令和9年の最終決算にかかる定時評議員会の終結までとなっております。  
以上です。

福田 絹江 議長 説明が終わりました。  
ここで、皆さまにお諮りいたします。  
選任につきましては、どのような方法がよろしいでしょうか。  
( 斎藤敏夫農業委員挙手 )  
はい、斎藤委員。

斎藤 敏夫 議員 指名推薦でお願いします。  
福田 絹江 議長 ただいま斎藤委員の方から指名推薦の声がありました。  
選任の方法について、指名推薦とすることにご異議ありませんか。  
( 「異議なし。」との声あり。 )  
ご異議ありませんので、選任の方法については、指名推薦とすることに決しました。  
次に誰を指名するかをお諮りいたします。  
( 斎藤敏夫農業委員挙手 )  
はい、斎藤委員。

斎藤 敏夫 議員 農業公社は、農地事務における重要な組織ですので、会長の福田絹江委員がよろしいと思います。

福田 絹江 議長 ただいま、会長を指名するとの声がありました。  
それでは、会長を推薦することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員であります。  
(全員挙手)  
よって、一般財団法人日光市農業公社役員の推薦について、会長の4番福田絹江を推薦することに決しました。

福田 絹江 議長 日程第6、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
今月の現地調査は意見要請活動部会が担当しております。川村部会長から全体説明をお願いします。  
( 川村耕一農業委員挙手 )  
はい、川村部会長。

川村 耕一 農業委員 今回の現地調査は5月18日に2班体制で行いました。  
1班は福田絹江会長、福田浩一委員、酒主学委員、事務局、2班は高橋和子副部会長、福田正明委員、吉原浩之委員、事務局で対応しました。

案件の内容ですが、3条申請が2件、5条申請が1件、非農地証明が2件、合計5件の現地調査をしました、担当であります、6ページの3条の1番が吉原浩之委員、2番が福田正明委員、8ページの5条の1番が酒主学委員、9ページの非農地証明は1番が福田浩一委員、2番は吉原浩之委員が担当で現地調査を行いました。

福田 絹江 議長

以上です。

ありがとうございました。

それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 吉原浩之推進委員挙手 )

はい、吉原浩之委員。

吉原浩之推進委員

わたしは議案第32号の1番を担当いたしました。総会資料6ページになります。

本申請は、日光市長畑地内において、売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等については資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は、長畑地内、長畑交差点から北西に230メートルほど進んだ左手に申請地があります。

案内図による説明。長畑交差点から県道を北西に230メートルほど進んだ左手に申請地がございます。

公図による説明。申請地は4筆で、登記簿地目・現況ともに田でございます。

譲受人は経営農地を適切に管理し、家族2人で、水稻及びそばを作付けております。購入後はそばの作付けを予定しているとのことでございます。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。

なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

( 高橋和子農業委員挙手 )

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

はい。受人は経営農地を適切に管理していますので、許可することに問題ないと部会としての統一見解です。ご審議お願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

福田 絹江 議長

よろしいですか。ご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり。)

福田 絹江 議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 全員挙手 )

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

( 福田正明推進委員挙手 )

はい、福田正明委員。

福田正明推進委員

わたしは議案第32号の2番を担当いたしました。資料は同じく6ページです。

本申請は、日光市木和田島地内において、売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は、木和田島地内、木和田島交差点から南東へ約1.8キロメートルに位置したところです。

案内図による説明。木和田島交差点からおよそ1.7キロメートル南東に進み、少し山に入り、300メートルほど入っていった左手が申請地となります。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況も畑となっております。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻、野菜を作付けしております。今回の申請は譲受人の耕作地のすぐ近くで、隣接しております。農地取得後も里芋等の栽培を行う予定です。利用権はありません。隣接地に畑があり、さらにその隣接地が田で、現地調査の際には譲受人の息子が田で作業を行っておりました。申請地の向かい側が田で譲受人家族の田があり田植えができる状態になっていました。

譲受人の耕作地の地続きであり、購入後は野菜の作付けを予定しております。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果についてから報告願います。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋副部長。

高橋和子農業委員

譲受人は既に申請地に野菜の作付けをしており、農地を適切に管理しています。許可することに問題はないとの部会での統一見解です。どうぞよろしく願います。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

公図の55-2の筆は売買の対象になっていますか。

福田正明推進委員

事務局から説明願います。

福田絹江議長

はい。事務局願います。

小又一美事務局長

ただいまの小池委員の質問でございますけれども55-2につきましては、地目は宅地でございます。今回の売買対象にはなってございません。

福田正明推進委員

55-2は現況では何もなく、建物等は一切ありません。

小池毅農業委員

右側の建物も売ったことになって、分筆しなくていいのですか。

福田絹江議長

事務局願います。

小又一美事務局長

現況写真の建物については農地法4条第1項の規定にございます2アル未満の転用届出を以前に受領しておりまして、事務的な処理は完了しているところでございます。以上です。

小池毅農業委員

売買の対象にはなってしまっているのではないかと。

小又一美事務局長

今回の売買の対象には入っていません。農地取引のみになります。

小池毅農業委員

今回の売買が農地部分であることは理解しているが、それでいいのか。

小又一美事務局長

先ほど申し上げたとおり、農地法の規定では農業用に供する必要な施

鯉沼慶主査 設という位置づけで面積の小さいものは届出により転用許可する考え方がございますので、全体を取引の対象とすることに特段の問題はないと考えております。

小池毅農業委員 この一筆の中に建物が含まれていることに関して、建物自体が農機具用の倉庫・物置になっています。届け出もされています。

鯉沼慶主査 写真上部の建物が倉庫で200平米以下なのか。2つあるのはいいか。

福田富美男農業委員 200平米以下であればかまいません。倉庫の底地も含めた売買の申請です。

福田正明推進委員 事務局に確認ですが、写真上部の建物は54-2、54-3ではないのでしょうか。

小池毅農業委員 現地確認の際に55-1の中に倉庫と蔵が入った55-1、54-2はまた別で、2つの倉庫は事務局からお話がありましたように転用の申請が出て、許可済みということで、残っているのは55-2の宅地は除外です。(写真により54-2が示される) よって、55-1は赤枠のとおりです。

福田絹江議長 構造物が200平米以下で申請も出ているということで承知しました。

小池毅農業委員 はい。ご理解いただけましたでしょうか。

福田絹江議長 はい。

大島一比古推進委員 他に質問がありましたらお受けします。  
(大島一比古推進委員挙手)

福田絹江議長 はい、大島委員。

小又一美事務局長 今回の3条について、前に事例があり、農地に関連して利用される納屋などは認めているのですが、蔵が一棟ある場合は農地になっていようがないが、その全体を地目畑である場合には対象外という見解があるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。使用目的が違うと思うのですが。倉庫込みで売買されたということですが、蔵は穀物を入れようが家財道具を入れようが、用途が別ですよ。分筆するよだとまでは言わないが、これは特記して「これは除く」とするのが通常の見解かと思うのですが。

大島一比古推進委員 はい。事務局お願いします。

福田絹江議長 ただいまのご質疑についてですが、今言われたように農地ではなく、農用施設用地に該当すると思います。従って、農地法における届け出が必要になってきます。4条における届け出については、200平米未満の条件があり、その手続きは既に行っているということがございます。

小池毅農業委員 4条の手続きが必要なのは、面積内であれば支障がないということですか。4条は関係ないということですか。

大島一比古推進委員 4条が関係ないということではなく、分筆までは求めないのが4条の1項の規定となっております。分筆までは求めず、届け出だけでいいというのが趣旨になります。

福田絹江議長 蔵とは言いますが、農業を営む関係施設であるという考え方でよろしいか。

大島一比古推進委員 はい。付帯設備という考え方です。

福田絹江議長 わかりました。

大島一比古推進委員 ほかに何かありましたら、お受けいたします。

福田絹江議長 ありませんか。

大島一比古推進委員 (「なし。」との声あり。)

福田 絹江 議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。  
番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 全員挙手 )  
挙手全員であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第7、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼慶主査挙手)

はい、鯉沼主査。

鯉沼 慶主 査

総会資料の7ページをお開き下さい。

この案件については、今回取り下げとなっております。

理由としましては、この案件は、令和5年4月に用途区分変更妥当ということで決定を受けた案件で、当初5月総会までに用途区分の変更が完了する予定だということで4条申請がありました。しかし、実際には総会日までに完了する見込みがないということで、申請取り下げとなりました。

用途区分変更の手続きが正式に済んでから、再度申請することになります。

以上でございます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

取り下げについての説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり。)

それでは次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第8、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 酒主学推進委員挙手 )

はい、酒主委員。

酒主学推進委員

総会資料8ページになります。議案第34条の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

本申請は日光市大桑町地内における売買により駐車場を目的とした5条申請です。

位置図による説明。申請地は大桑小学校から西へ900メートルに位置します。

案内図による説明。大桑小学校から西へ900メートルほど進み、左手に入ったところに申請地があります。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況は畑です。周囲の状況は東側が宅地、西側は畑、南側は原野、北側は道路です。

西側の畑は譲渡し人の畑となっております。

土地利用計画図による説明。現地には譲渡人1名、譲受人1名が立ち会いました。申請地を駐車場にする計画でくい打ちがしてありました。駐車場10区画のスペースと通路を設ける計画です。給排水はありません。雨水は敷地内砂利敷きとし、敷地内浸透処理をします。周囲はコンクリートブロックを設置する計画です。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審

福田絹江議長

議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について川村部会長から報告願います。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村部会長。

川村耕一農業委員

この件は売買による駐車場を目的とした5条の申請です。平面図の中で奥の建物が一部、申請地側に出ていますが、許可をいただいて建物を建てたということで始末書が添付されています。

周りに及ぼす影響はないということで、部会としては全会一致でございます。よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし」の声あり。)

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長

日程第9、議案第35号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番の報告を求めます。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田浩一委員。

福田浩一推進委員

総会資料は9ページの1番です。

議案第35号の1番ですが、本申請は、日光市鬼怒川温泉滝地内において宅地として利用している案件です。

願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

位置図による説明。鬼怒川温泉滝地内、日塩有料道路の上滝料金所から北東180メートルに位置しています。

案内図による説明。上滝料金所より150メートル手前を右折し、360メートルほど進んだところに願出地があります。

公図による説明。登記簿地目は田です。現況は宅地になっております。申請地の状況は東側が田、西側は青地、南側が田、北側が宅地に宅地があります。

土地利用計画図による説明。自宅があり、その前面に申請地があります。今回、自宅建て替えのために自宅南側にある土地を申請するものがあります。自宅を建て替えるために調べたところ、そこが農地だったため非農地にしたいというものだと思われま。倉庫らしきものがあり、植栽もありました。

空中写真による説明。昭和51年撮影の空中写真が添付されております。自宅、申請地が確認できます。

願出人が立ち会い、くい打ちがしてありました。

申請地は申請人が生まれたときに現に建物があったため、宅地として認識していたようです。45年以上前から宅地として利用されていて、現在に至っております。

願出地は、昭和50年頃に家屋が建築され宅地として利用され、現在に至っております。

以上、証明することに問題がないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

福田絹江議長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果についてから報告願ひます。  
(川村耕一農業委員挙手)

川村耕一農業委員 はい、川村部会長。

この案件は、鬼怒川温泉滝地内において、宅地として利用している案件です。願出地は申請者が生まれる前から建物があつたため、宅地として認識していたそうです。47年以上前の空中写真が添付されておりますので、何ら問題のないとの部会の統一見解です。よろしくお願ひします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長 それでは採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 全員挙手 )

挙手全員であります。

よつて、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。  
(吉原浩之推進委員挙手)

吉原浩之農業委員 はい、吉原委員。

わたくしは議案第35号の2番を担当いたしました。総会資料は9ページになります。

本申請は、日光市沢又地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

なお、本案件は、土地所有者がすでに亡くなっており、相続人も相続放棄をしているため、相続財産管理人が申出人となっております。

位置図による説明。申請地は、沢又地内、今市青少年スポーツセンターから北東へ約1キロメートルに位置した場所です。

案内図による説明。今市青少年スポーツセンターから北東に1キロメートルほど進んだ右手に願出地があります。

公図による説明。登記簿地目は田、現況は宅地です。

土地利用計画図による説明。周囲の状況は、東側は田、西側、南側及び北側は宅地です。

平成12年撮影の空中写真が添付されており、20年以上経過しております。

現地には調査士が立ち会い、くい打ちがしてありました。平成12年頃に倉庫を建築し宅地として利用され、現在に至っております。

以上のことから、証明することに問題がないと思われまますので、ご審議のほどお願ひいたします。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。  
次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告願います。  
(高橋和子農業委員挙手)

高橋和子農業委員 はい、高橋副部長。  
写真を見てのとおり、倉庫が立っておりまして農地としての利用はできないものと考えます。証明することに問題はないと思われしますので、ご審議をよろしく願います。

福田 絹江 議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。  
ここで、意見要請活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。  
(「なし」の声あり。)

福田 絹江 議長 番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 全員挙手 )  
挙手全員であります。  
よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 日程第10、議案第36号「農業経営基盤強化促進法19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
( 永吉和彦副主幹挙手 )

永吉和彦副主幹 はい、永吉副主幹。  
議案第36号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。  
本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。  
今日は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。  
ではまず、所有権移転の案件になります。  
総会資料は10ページとなります。  
今月の件数は1件で、面積合計は1筆で2,996平米となります。  
「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。  
次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は11から18ページになります。  
件数は14件、面積合計は63筆で102,418平米となります。  
内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、新規が13件、更新が1件となっております。  
「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。  
以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

福田 絹江 議長 説明が終わりました。  
はじめに賃貸借権設定、総会資料13ページ6番について、審議いたします。  
ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、9番 高橋久美子委員の退席を求めます。  
( 高橋久美子農業委員退席 午後3時14分 )

それでは、この6番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（「なし」との声あり。）

福田絹江議長 ないようですので、採決いたします。

議案第30号のうち、賃貸借権設定の6番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

挙手全員であります。

よって、賃貸借権設定の6番については、原案のとおり決定することに決しました。

高橋久美子委員の着席を許可いたします。

（ 高橋久美子委員着席 午後3時15分 ）

福田絹江議長 それでは、賃貸借権設定の6番以外の案件について、審議いたします。ご質問等ございましたらお受けいたします。

（福田重勝推進委員挙手）

福田重勝推進委員 はい、福田重勝委員。

はい。16ページのうへの2筆が保全会で遊休農地の管理をしている。農業公社の方で今後は管理しなくていいという通知は出しているのか。農業公社の方で連絡はくれないのか。

永吉和彦副主幹 今までは特にそういったことは行っておりません。

福田重勝推進委員 今後も保全会で管理しないといけないのか。

福田絹江議長 はい、福田委員。

福田富美男推進委員 今、うちの地区でも多面的で遊休農地の管理をしていたが、最終的には止めました。事業の一環として草刈りをやっていたけれど、高齢化が進んできて人のやりくりもつかなくなり、他の事業にシフトし遊休農地の管理はやらなくなりました。やるかやらないかはその団体の考え方一つだと思います。トップが止めると言えば止めてもいいし、止めなくてもいい。

永吉和彦副主幹 福田委員からお話がありましたが、これまでに農業公社から通知が来たことはありましたか。

福田富美男推進委員 ないです。

永吉和彦副主幹 通知はないということです。

福田重勝推進委員 耕作者が現れているのだから、こちら側が管理をしたらおかしいのではないか。耕作者が現れたのだから農業公社が管理しなくていいと言ってくれないのか。

永吉和彦副主幹 福田委員がおっしゃったように通知は行かないということです。面積が補助額に影響があるので地元でご検討という方法もあると思われます。農業委員会では詳細は申し訳ないが答えできない。

農業公社は代理人なので、請け人や管理の受け手側の判断になります。

福田絹江議長 はい、大島委員。

大島昭吾推進委員 わたしのところも保全会があって、圃場整備の区域だけを管理している。耕作放棄地の草刈りを頼まれるが、長男がいるのにというクレームが出る。これは当然、受け人がいるので受け人がやる。強制ではないので。

永吉和彦副主幹 これまでのお話のとおり、受け人の考えによるものと思われます。

福田重勝推進委員 わかりました。

福田絹江議長 はい、川村委員。

川村耕一農業委員 永吉和彦副主幹	集積の9番について、621-1が2つあるがどうか。 失礼しました。間違いです。 合計の筆と面積はこのとおりです
福田絹江議長	他に何かお気づきのことがありましたら。 はい、手塚委員。
手塚幸子農業委員	16ページの10番ですが、差し替えの農業公社扱いの記載がなかったことでしょうか。
永吉和彦副主幹 福田絹江議長	そのとおりです。 他に何かお気づきのことがありましたら、お伺いします。 (「なし。」との声あり)
福田絹江議長	それでは、採決いたします。 賃貸借権設定の6番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 ( 全員挙手 ) 挙手全員であります。 よって、賃貸借権設定の6番以外の案件は、原案のとおり決定することに決しました。
福田絹江議長	日程第11、議案第37号「「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 ( 永吉和彦副主幹挙手 ) はい、永吉副主幹。
永吉和彦副主幹	議案第37号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。 総会資料は19～20ページになります。 件数は3件で、面積合計は17筆で24, 181. 16平米となります。 「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。
福田絹江議長	説明が終わりました。 それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし。」の声あり。)
福田絹江議長	それでは採決に移ります。 議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 ( 全員挙手 ) 挙手全員であります。 よって、議案第37号については、原案のとおり決定することに決しました。
福田絹江議長	続きまして、日程第12、議案第38号「令和4年度最適化活動の目

標及び目標に対する点検・評価について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(吉澤喜代子係長挙手)

はい、吉澤係長。

吉澤喜代子係長

議案第38号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況とその他の実施状況について」ご説明いたします。総会資料の追加分をお開きください。

別紙様式4 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価については最適化活動の成果目標、最適化活動の活動目標の実績、その評価を報告するものです。プロジェクターにお示ししましたとおり県から評価指標が示されており、その評価に合わせて評点すると、日光市農業委員会の推進員等の点検・評価結果は「目標に対して期待をやや下回る結果となった」ものです。別紙様式5、6につきましては、その詳細を報告するものです。

プロジェクターに示されているとおり、評点はかなり厳しめに指定されていまして、達成率が110パーセント以上で5、達成率90パーセント以上、110パーセント未満で3、達成率90パーセント未満で1というポイントの配点になっています。成果の目標として、農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進ということでそれぞれの達成率のパーセントが評点のポイントとなっておりますので、残念ながら、足しますと110パーセント以上ですとか、そういった所には満たないため、評価としてはやや期待を下回る結果となりました。

以上です。

福田絹江議長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

(加藤英利委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤委員。

農地の集積で達成できるように目標を下げることはどうなのでしょうか。

吉澤喜代子係長

こちらにつきましては、確かに目標を下れば達成率に近づくとは思いますが、目標は事前に農業会議に、この目標で適正化を審査される仕組みになっています。あまり低い目標を挙げるとこの目標は適正ではないという判断をされてしまうため、令和4年度につきましてはこの目標を立てたところです。

福田絹江議長

他に何か質問がありましたらお受けします。

いかがでしょうか。

令和4年度についての点検・評価ということなので、この数値を見た限りで質問ということになると思うんですね。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

それでは採決に移ります。

福田絹江議長

議案第38号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第38号については、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

ありがとうございました。

これをもちまして、令和5年5月22日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時43分